

第 6 章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

(法第 8 条第 2 項第 4 号関係)

1 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 基本的事項

公共施設は地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であるため景観に与える影響が大きい。その整備に当たっては良好な景観を先導する役割を有している、道路、公園、河川、漁港等の公共施設について、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけます。同時に景観審議会等の意見を聴きながら、良好な景観誘導を具体的に実施していくこととします。

(2) 指定の基本理念

『福井らしい景観』を構成する資源とそれらが調和した美しい景観形成を進めながら、県都福井市としてのシンボル性を高めていくため、特に重点的な景観の整備や保全、演出を行うことが重要となる公共施設を指定します。

【福井らしい景観とは】

福井市は、緑豊かな山々と広大な田園、これらの景域をつないで流れる河川や水辺、越前海岸など、美しい自然景観に包まれています。そして、これらを舞台として、福井の「街」の礎となった数多くの歴史が繰り広げられ、美しい自然と共存しながら人々が暮らし、地域独自の文化を育んできました。このように、四季を通じて様々な表情を見せる美しい自然の上に、人々の生活や歴史・文化、近代的な都市空間などが幾重にも重なり合って、福井らしいと呼べる景観が形成されています。(福井市景観基本計画 p104 より抜粋)

市民が誇りをもって住み続けられる心地よいまちをつくるため、また、何度も訪れたいくなる魅力ある美しいまちをつくるためには、市民・団体、事業者、行政が一緒になって、「福井らしい」景観を守り、創り、育んでいく必要があります。(福井市景観基本計画 p19 より抜粋)

(3) 指定の方針

- 1) 福井市全域において福井市景観基本計画の中で景観形成重点地区として位置づけされている範囲を面的景観形成とし、それら以外の道路、公園、河川、漁港等の福井市の景観を特徴づける線、点的景観形成における主要な公共施設を景観重要公共施設として指定します。
- 2) 福井市景観基本計画の中で景観形成重点地区として位置づけされている「福井都心地区」、「一乗谷地区」、「越前水仙群生地区」内の面・線・点的景観形成における主要な公共施設を景観重要公共施設として指定します。

(4) 景観重要公共施設並びに整備方針及び整備基準

指定の方針に基づき、福井市において特に重要と位置づけられる景観重要公共施設を次のように定めます。

- ・整備に関する基本的な方針(表 1)
- ・福井市全域における景観重要公共施設(図 1、表 2)

- ・福井市都心地区における景観重要公共施設(図2、表3)
- ・一乗谷地区における景観重要公共施設(図3、表4)
- ・越前水仙群生地区における景観重要公共施設(図4、表5)

表1 整備に関する基本的な方針

①道路	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かで潤いある道路景観の形成、山当ての通りなど、通りとしての眺望を保全・整備するため、電線類の地中化とともに街路樹や植栽帯の整備を進め、その適正な維持・管理を図ります。 ・歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道のバリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図ります。 ・ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和を図ります。
②公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や来訪者の憩いの場として、四季の変化を演出するものや枝張りの大きなもの、高木など、シンボルとなる樹木を積極的に植樹します。 ・植栽、植樹においては、利用者の安全性に配慮して、犯罪発生の危険性が高まる死角が生じないよう適切な配置計画を行います。
③河川	<ul style="list-style-type: none"> ・水害予防などの安全性を確保しつつ、護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものをを用い、できる限り自然環境に近い河川景観の形成を図ります。 ・河川敷などを利用して河川への親水性を高めるとともに、散策路や広場空間など、市民や来訪者の憩いの場として積極的な活用を図ります。 ・堤防敷などを利用した並木道については、水害予防などの安全性との調和に配慮しながら、市民や来訪者の身近な散策路として適切に保全・管理していきます。
④港湾 漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾・漁港の安全性を確保しつつ、消波ブロックや離岸堤には石材などの自然素材又はこれを模したものをを用い、できる限り自然環境に近い海岸景観の形成を図ります。 ・漁業用施設等は、形態、色彩、素材を工夫し、背景となる山並みを含めた自然景観との調和を図ります。

図1 福井市全域における景観重要公共施設図（別紙参照）

表2 福井市全域における景観重要公共施設

※表中の a, b, c … 施設に対応した方針及び基準

線 的 景 観 形 成	景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
	指定する公共施設			
①	東西水辺景観軸		<p>a 福井平野を潤し市民に恵みを与えてきた九頭竜川の、山並みと調和した雄大で自然豊かな河川景観を保全します。また、自然環境に配慮し必要最小限の整備に努めます。</p> <p>b まちの暮らしに潤いを与え、田園景観を形成してきた日野川の河川景観を保全します。</p> <p>c 福井市のほぼ中央を東西に流れ、山地景観、田園・集落景観、市街地景観という異なる景観を形成する足羽川の特徴的で美しい河川景観を保全します。</p>	<p>a b c 河川区域内に設置する施設は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然環境との調和を図る。</p> <p>a b c 施設や工作物は必要最小限の設置に努める。</p> <p>a 豊かな自然と触れ合える水辺環境を活かした空間整備に務める。</p> <p>c 市街地など人が触れ合う機会の多い水辺空間においては、親水空間の整備など都市アメニティの向上を図る。</p> <p>a b c 川からの景観に配慮し、橋の修景に努める。</p> <p>a b c 防護柵は自然景観と調和する素材の使用や河川景観に配慮した形態となるよう努める。</p>
	<p>a 九頭竜川</p> <p>b 日野川</p> <p>c 足羽川</p>			
②	南北風格景観軸		<p>a b c 福井の発展を支え続ける都市の骨格軸にふさわしい風格ある道路景観を形成します。</p> <p>a b 路面電車が走る福井市固有の景観を演出します。</p>	<p>a b c 周辺景観の先導となるよう舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b c 街路樹は歩道幅員や空間規模に見合ったものとし、根上がり防止など適正な植栽環境の確保に努める。</p> <p>a b c 樹形を損なわない範囲での剪定など、景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a b c 道路付属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザインとなるよう努める。</p>
	<p>a 主要地方道福井丸岡線</p> <p>b 主要地方道福井朝日武生線</p> <p>c 一般県道福井鯖江線</p>			

		景観形成資源	景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
		指定する公共施設		
線の景観形成	③	観光ルート 主要な幹線道路	a ~ j 沿道の美しい田園や里地・里山・里海などの自然風景を、来街者や観光客に楽しんでもらえるよう観光地へのアクセスルートや幹線道路沿いでは車窓からの自然景観に配慮します。	a ~ j 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。 a ~ j 街路樹は歩道幅員や空間規模に見合ったものとし、根上がり防止など適正な植栽環境の確保に努める。 a ~ j 樹形を損なわない範囲での剪定など、景観に配慮した維持管理に努める。 a ~ j 防護柵は沿道の自然景観と調和する素材の使用や車窓等からの眺望に配慮したガードパイプ、ガードケーブルといった透過性が高いものを用いるよう努める。 a ~ j 道路付属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザインとなるよう努める。
		越前海岸周辺		
点的景観形成	④	a 長橋漁港 b 菅生漁港 c 鮎川漁港 d 大丹生漁港 e 大味漁港 f 白浜漁港 g 鷹巣漁港 h 葉崎漁港 i 鷹巣港 j 三里浜緩衝緑地 k 三里浜ハマナス公園		

図2 福井都心地区における景観重要公共施設図（別紙参照）

表3 福井都心地区における景観重要公共施設

※表中の a, b, c … 施設に対応した方針及び基準

項目	景観形成目標		福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生	
	福井らしい景観を象徴する優れた景観資源を良好に保全・活用するとともに、都市空間の中に埋没することのないよう公共空間やまちなみの中に積極的に取り込みながら、市民が誇りをもち、福井らしさを実感することができる、風格のあるシンボリックな景観を創生します。			
	景観形成資源 指定する公共施設		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
面的景観形成	①	足羽山周辺	<p>a まちなかに四季を演出する景観的シンボルとして環境を保全するとともに、回遊性の創出や視点場の整備により、市民に親しまれる緑豊かな景観を形成します。</p> <p>b 地域の誇りである歴史的資源を活かした景観を形成します。</p> <p>c d 足羽山への眺望や周辺景観に配慮した道路景観を形成します。</p>	<p>a 緑の連続した稜線を保全する適切な樹木の維持管理に努める。</p> <p>a 公園施設は自然環境に配慮した整備に努める。</p> <p>a b 公園施設は歴史特性に配慮した整備に努める。</p> <p>a 桜、あじさい、紅葉など、四季の変化を映し出す樹木の適正な管理と保全に努める。</p> <p>a 市街地や遠景の山並みを眺望する視点場の保全と、視点場からの眺望に配慮した樹木の管理に努める。</p> <p>a 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p> <p>c d 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>c d 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>
		<p>a 足羽山(都市公園区域)</p> <p>b 左内公園</p> <p>c 北國街道、歴史のみち、歴史の回廊(一般県道山奥九十九橋線、桜橋線、福井川西線、市道中央 3-161、295、458 号線)</p> <p>d 市道中央 3-171、219、220 号線</p>		

景観形成資源 指定する公共施設		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
面的景観形成	<p>②</p> <p>駅前周辺</p> <p>a 北の庄城址公園</p> <p>b 柴田公園</p> <p>c 歴史のみち、歴史の回廊(城の橋通り、市道中央 1-332、337、341 号線)</p> <p>d 市道中央 1-330、331、333 号線</p> <p>e 福井駅豊島上町線</p>	<p>a b 北の庄城址の歴史的資源を活かした景観を形成します。</p> <p>c d e 賑わいと格調があり、回遊性のある歩行者空間を形成します。</p>	<p>a b 公園施設は周辺景観に配慮するとともに、自然素材を用いるなど地域の歴史特性を活かしたデザインとなるよう努める。</p> <p>c d e 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>c d e 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>
	<p>③</p> <p>浜町周辺</p> <p>a 歴史のみち、歴史の回廊(桜橋線、市道中央 1-308、310、311、316 号線)</p>	<p>a 浜町界限特有のまちなみや足羽川に隣接する特性を活かして、グリフィス記念館を拠点に市民や訪れる人が歩いてみたくなるおもてなしの景観を形成します。</p>	<p>a 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a 既に整備されたデザインを継承し適正に管理する。</p> <p>a 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
面的景観形成	④	<p>養浩館庭園周辺</p> <p>a 御泉水公園</p> <p>b 歴史のみち、歴史の回廊(市道中央1-392、394、399、405号線)</p>	<p>a b 養浩館庭園及び郷土歴史博物館の歴史的雰囲気と水と緑が一体となった文化の薫り高いまちなみを形成します。</p> <p>a 養浩館庭園の歴史的雰囲気を踏まえて整備された公園として、適切な管理と保全に努める。</p> <p>a 整備された歴史的雰囲気に配慮し、不要な公園施設は設けないように努める。</p> <p>a b 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b 既に整備されたデザインを継承し適正に管理する。</p> <p>b 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>
	⑤	<p>福井城址周辺</p> <p>a 中央公園</p> <p>b 内堀公園</p> <p>c 歴史のみち、歴史の回廊(一般県道御本丸大手町線、県庁線、市道中央1-361、363、368号線)</p> <p>d 市道中央1-359、375号線</p>	<p>a 福井城下町の中心であった福井城址(本丸跡)の歴史的環境と一体となった景観を形成します。</p> <p>b 都市空間における歴史の核である福井城址を活かした風格ある歴史景観を形成します。</p> <p>c d 福井城址への眺望や周辺景観に配慮した道路景観を形成します。</p> <p>a 歴史を体感できる空間づくりやお堀・石垣などの周辺景観に配慮した整備と保全に努める。</p> <p>b 公園施設は福井城址の歴史的景観に配慮し、自然素材・材料を用いるか、これを模した仕上げをするなどの配慮に努める。</p> <p>a b 歴史景観に配慮した植栽の整備と維持管理に努める。</p> <p>c d 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>c d 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準	
指定する公共施設				
面的景観形成	⑥	<p>片町周辺</p> <p>a 桜橋線</p> <p>b 市道中央 1-291 号線</p> <p>c 北國街道、歴史のみち(市道中央 1-269 号線)</p> <p>d 錦公園</p>	<p>a b c 商業、業務、娯楽機能が集積し、多くの観光客や来街者が訪れるエリアとして、賑わいを感じられる景観を形成します。</p> <p>d 賑わいの中の広場として、花や緑による潤いのある公園空間を形成します。</p>	<p>a b c 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b c 歩行者の安全性や防犯性に配慮し、舗装や街路灯の適切な整備と維持管理に努める。</p> <p>d 緑陰のできる高木や四季が感じられる樹種の植樹と適切な維持管理に努める。</p>
	線的景観形成	⑦	<p>足羽川沿い</p> <p>a 足羽川(福井都心地区内流域)</p> <p>b 荒川(福井都心地区内流域)</p> <p>c 木田橋</p> <p>d 泉橋</p> <p>e 幸橋</p> <p>f 桜橋</p> <p>g 九十九橋</p> <p>h 花月橋</p> <p>i 東公園</p>	<p>a b 都市空間に潤いを与える重要な景観要素として、市民に親しまれ、憩いや交流の場(オープンカフェ利用など)となる花と緑に包まれた水辺景観を形成します。</p> <p>c ~ h 足羽川に架かる橋の修景により、まちの骨格となる良好な水辺景観軸を形成します。</p> <p>i 市民に親しまれる公園として、様々なレクリエーションに活用できるような周辺環境を活かした空間を形成します。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線の景観形成	<p>⑧</p> <p>桜の回廊</p> <p>a 桜の回廊内の県道、市道（芦原街道、一般県道殿下福井線、一般県道吉野福井線、城勝線、市道西部 2-42 号線）</p> <p>b 足羽川</p> <p>c 荒川</p> <p>d 東公園</p>	<p>a～d 「さくら名所100選」として全国にも知られる足羽川の桜堤をはじめ、さくら通りや木町通りなどの桜並木を新たな桜並木でつなぐことにより、回遊性のある桜の回廊を形成します。</p>	<p>a～d 桜の管理、保全に努めるとともに、新たな桜の植樹を推進し、回廊の形成に努める。</p> <p>a～d 回遊性を高めるよう十分な歩道空間や散策路の整備に努める。</p> <p>a～d 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>
	<p>⑨</p> <p>楽しみながら歩ける回遊の道</p> <p>a 北國街道、歴史のみち、歴史の回廊(主要地方道福井丸岡線、一般県道山奥九十九橋線、一般県道御本丸大手町線、桜橋線、城の橋通り、福井川西線、市道中央 1-269、308、310、311、316、332、337、341、361、363、368、392、394、399、405、3-161、295、458 号線)</p> <p>b 市道中央 1-330 号線</p> <p>c 福井駅豊島上町線</p> <p>d 市道中央 1-333 号線</p> <p>e 市道中央 1-331 号線</p> <p>f 市道中央 1-359、375、3-171、219、220 号線</p> <p>g 木田橋通り(豊島木田線、東口都心環状線)</p>	<p>a～g 福井らしさを象徴する多様な景観資源が集積する特性を活かし、誰もがゆっくりと楽しみながら歩ける道路景観を形成します。</p>	<p>a～g 快適な歩行空間を創出するため、歩道の高質化に努める。</p> <p>a～g 降雪時における安全な歩行空間を確保するため、消雪設備の導入に努める。</p> <p>a～g 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線の景観形成	<p>南北シンボル景観軸</p> <p>a 主要地方道福井丸岡線</p> <p>b 主要地方道福井朝日武生線</p>	<p>a b 戦災復興により高幅員で整備されたフェニックス通りは、その名のとおり福井の発展を支え続けた通りであり、風格のある道路景観を形成します。</p>	<p>a b 周辺景観の先導となるよう舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b 歩道舗装の高質化を推進するとともに、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a b 緑豊かな樹種を植樹し、風格ある沿道景観の形成と景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a b 道路付属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p> <p>a b 大名町交差点など、視点場でもあるまちかどの整備・演出を行います。</p> <p>a b 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>
	<p>東西シンボル景観軸</p> <p>a シンボルロード(中央大通り)(主要地方道福井停車場線)</p> <p>b 東大通り(一般県道停車場勝見線)</p> <p>c 木町通り(本町明里線、市道中央1-75号線)</p> <p>d 城の橋通り(主要地方道福井加賀線)</p>	<p>a b c シンボルロード(中央大通り)や東大通り、木町通りは、JR福井駅を起点として東西に伸びるメインストリートであり、潤いに包まれた風格ある道路景観を形成します。</p> <p>d 福井ICから都心地区へのアクセス路となる城の橋通りは、自動車利用者が福井を最初にイメージする通りとして、良好な沿道景観を形成します。</p>	<p>a ~ d 周辺景観の先導となるよう舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a ~ d 歩道舗装の高質化を推進するとともに、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a ~ d 緑豊かな樹種を植樹し、風格ある沿道景観の形成と景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a ~ d 道路付属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p> <p>a ~ d 交差点部分は視点場として一体感のある景観となるよう努める。</p> <p>a ~ d 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
⑫	<p>歴史環境軸</p> <p>a 県庁線</p> <p>b 歴史のみち、歴史の回廊</p> <p>c 北國街道 (対象路線：主要地方道 福井丸岡線、一般県道山奥九十九橋線、一般県道御本丸大手町線、桜橋線、城の橋通り、福井川西線、市道中央1-269、271、276、308、310、311、316、332、337、341、361、363、368、392、394、399、405、440、3-161、295、458号線)</p>	<p>a 駅と城址がつながる重要な動線として、歴史を感じさせ緑がつながる賑わいと潤いの空間を形成します。</p> <p>b 歴史資源を結ぶ回遊ルートとしての演出を行うことで「一歩先へ、行ってみたい」なる道路景観を形成します。</p> <p>c 福井城下の時代に人や物、文化が通る主要な街道であった北國街道として歴史が感じられる道路景観を形成します。</p>	<p>a b c 歴史資源との調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインし、城址へ誘う魅力ある道路景観の形成に努める。</p> <p>b 回遊ルートとして一体感のあるデザインとなるよう努める。</p> <p>c 北國街道としての歴史性や、連続性に配慮した素材やデザインとなるよう努める。</p> <p>a 様々な催事に活用できる広場空間としての機能を意識した整備に努める。</p> <p>a 城址の雰囲気と調和した樹種を植樹し、駅から城址へと緑がつながる空間の形成と景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a b 歩道舗装の高質化を推進するとともに、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a 道路付属物や占用物は共架するとともに、城址への眺望を意識した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p>
	⑬	<p>その他の主要な道路</p> <p>a お泉水通り(一般県道 福井停車場米松線)</p> <p>b 木田橋通り(豊島木田線、東口都心環状線)</p> <p>c 松本通り(松岡菅谷線)</p> <p>d 芦原街道(主要地方道 福井加賀線)</p> <p>e 主要地方道福井朝日武生線</p> <p>f 一般県道東郷福井線</p>	<p>a ~ f 福井都心地区内の主要な移動経路として、周辺のまちなみに配慮した道路景観を形成します。</p>

線の景観形成

図3 一乗谷地区における景観重要公共施設図（別紙参照）

表4 一乗谷地区における景観重要公共施設		※表中の a, b, c … 施設に対応した方針及び基準	
項目	景観形成目標	悠久の自然と歴史、生活文化の未来への継承	
	美しい自然や風景の上に、400年以上が経過した現在も城下町としての栄華を伺わせる朝倉氏の遺跡や、人々の生活や営みなどが融和している“本物が感じられる”景観を、次代へと継承していきます。		
	景観形成資源 指定する公共施設	景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
面的景観形成	天神橋～下城戸エリア ① a 主要地方道鯖江美山線 b 主要地方道篠尾勝山線 c 一乗谷川(一乗谷地区流域内) d 足羽川(一乗谷地区流域内) e 天神橋	a～e 単に良好な自然の風景を保全するだけでなく、訪れる人をもてなすための新たな緑の創出、歴史的な雰囲気や漂わせる仕掛けづくり、結節ポイントにおける景観的演出などを図り、悠久の自然と歴史を実感できる郷へのプロローグにふさわしい景観を形成します。	a～e 特別史跡エリアにおける基準に準拠した整備に努める。
	特別史跡エリア ② a 主要地方道鯖江美山線 b 一乗谷川(一乗谷地区流域内) c 朝倉大橋	a b c 特別史跡内の整備については文化財保護法を遵守するとともに、豊かな自然環境など周辺環境との調和を図ります。 a b c 戦国時代の栄華を今に伝える重要な歴史資源である庭園跡や復原町並み、その舞台となった一乗城山などの山並みや一乗谷川の水辺及びその流域の景観を保全します。 a b c 地区としてのイメージを損ねる要因や行為を規制、排除、又は適正な誘導を図ることにより、戦国ロマンを想起させる歴史遺構と自然が調和した景観を形成します。	a b c 文化財保護法を遵守するとともに、一乗谷地区における景観の核である史跡の歴史と周辺の自然環境に調和した整備に努める。

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準	
指定する公共施設				
面的景観形成	③	<p>上城戸～小次郎の里 エリア</p> <p>a 主要地方道鯖江美山線 b 一般県道一乗谷朝倉氏遺跡東大味線 c 市道南部 2-445 号線 d 市道南部 2-454 号線 e 一乗谷川(一乗谷地区流域内)</p>	<p>a～e 朝倉城下の暮らしを支えた一乗谷川と流域の田園景観、それらの背景となる山並みが構成する谷筋に根付いた集落景観や歴史・文化を保全します。</p> <p>a～e 特別史跡エリアなどとの結節ポイントや、朝倉城下への入口であった大手道における景観的演出などを図り、豊かな自然と人々の生活が融和した景観を形成します。</p>	<p>a～e 特別史跡エリアにおける基準に準拠した整備に努める。</p>
	④	<p>小次郎の里～一乗滝 エリア</p> <p>a 市道南部 2-454 号線 b 一乗谷川(一乗谷地区流域内)</p>	<p>a b 一乗谷川の源流で、歴史的な伝説も残る荘厳な一乗滝へのアプローチとして、都市的な要素の排除や地域本来の原生植生の再生を図り、緑の聖域を形成します。</p>	<p>a b 特別史跡エリアにおける基準に準拠した整備に努める。</p>
線的景観形成	⑤	<p>水辺景観軸</p> <p>a 一乗谷川(一乗谷地区流域内) b 足羽川(一乗谷地区流域内) c 朝倉大橋 d 天神橋</p>	<p>a ホタルが棲息する一乗谷川の自然豊かな水辺環境を保全・再生します。</p> <p>b 自然豊かな足羽川の水辺環境を保全します。</p> <p>c 歴史的遺構を活かしたデザインとすることで周辺景観との調和を図ります。</p> <p>d 一乗谷への玄関口として歴史的な雰囲気演出します。</p>	<p>a b 河川区域内に設置する施設は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然環境との調和を図る。</p> <p>a 護岸には石材などの自然素材を用いるなど、自然環境に近い河川景観の形成に努める。</p> <p>c d 形態、色彩、素材を工夫し、地域の歴史や周辺景観との調和を図るとともに、生物など自然環境への影響に配慮する。</p> <p>a b 防護柵はガードパイプ、ガードケーブル等の透過性が高いものを用いるよう努める。</p> <p>c d 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線の景観形成	⑥	骨格となる 道路景観軸	<p>a～e 山並みや田園風景などの自然景観に配慮するとともに、歴史的な景観との調和を図ります。</p> <p>a～e 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a～e 道路付属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザインとなるよう努める。</p> <p>a～e 一乗谷の景観が楽しめる視点場や休憩施設の整備に努める。</p> <p>a～e 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p>
		<p>a 主要地方道鯖江美山線</p> <p>b 主要地方道篠尾勝山線</p> <p>c 一般県道一乗谷朝倉氏遺跡東大味線</p> <p>d 市道南部 2-445 号線</p> <p>e 市道南部 2-454 号線</p>	

図4 越前水仙群生地区における景観重要公共施設図（別紙参照）

表5 越前水仙群生地区における景観重要公共施設		※表中の a, b, c … 施設に対応した方針及び基準	
景観形成目標		人と自然に育まれた文化的景観の保全	
項目	日本三大水仙群生地の一つである越前水仙群生地の美しい景観と、長年にわたりこれを育み続けてきた人々の生活や生業が密接に結びついている文化的景観を未来に継承するとともに、福井県を代表する観光・レクリエーション拠点にふさわしい、自然や文化の薫り高い空間を形成します。		
	景観形成資源	景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
	指定する公共施設		
線の景観形成	①	骨格となる 道路景観軸 a 国道 305 号	a 越前海岸とその海岸線まで迫る山並みや、一面に広がる越前水仙が織りなす地域固有の美しい海岸景観との調和を図ります。 a 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。 a 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。 a 道路付属物や占用物は越前海岸や山並みへの眺望を阻害しないよう必要最小限の設置に留めるとともに、色彩や透過性などを工夫し周辺景観との調和に努める。 a 法面は自然環境に配慮した形態、色彩、素材とし、周辺景観に合わせて緑化に努める。
	②	越前海岸周辺 a 居倉漁港	a 国定公園内の整備については自然公園法に遵守し、自然環境との調和を図ります。 a 越前海岸や背後の山並みの自然、密集する特徴的な集落景観との調和を図ります。 a 漁港施設及び港湾施設は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然景観との調和に努める。

2 占用許可の基準

(1) 占用に関する基本的な方針

景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、アーケード、電力機器、上下水道管、その他の占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合するデザインとします。歩行者系標識（サイン）などについては、「福井市公共サインマニュアル」に基づいて設置するほか、地域の景観特性に応じて占用物を含めた総合デザインとします。具体的には、当該公共施設の管理者や景観審議会等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。

(2) 対象となる占用物と許可基準

※屋外広告物については別途、県条例を遵守すること

占用物	公共施設	許可基準
無電柱化に伴って設置された地上機器	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和を考慮し、色彩はグレーベージュ（10YR6/1 程度）または、ダークブラウン（10YR2/1 程度）を基本とする。 ただし、地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインのものはこの限りではない。
公共サイン	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市公共サインマニュアルに基づいて設置する。 ・史跡周辺や観光地区においては、地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
電柱	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り道路敷地外に設置するよう努める。
	浜町周辺、養浩館周辺、一乗谷地区内の景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩はダークブラウン（10YR2/1 程度）とし、周辺景観に調和した位置及びデザインとする。 ・電柱広告は景観計画に定められた景観形成基準に適合したものとする。
バス停留所 （停車位置を表す標識及び待合所等）	浜町周辺、養浩館周辺、一乗谷地区内の景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
電車停留所	南北シンボル景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ・形態意匠はシンプルなデザインとする。 ・上屋及び安全柵等の色彩は、グレーベージュ（10YR6/1 程度）とし、上屋の横桁部にはアクセントカラーを施すこととする。

3 整備に関する事項及び占用許可の基準についての協議について

景観重要公共施設の整備（工事や外観の変更等）や占用物件の設置（新規占用や外観の変更等）の際には、良好な景観形成を図るため、「景観重要公共施設の整備に関する事項」「占用許可の基準」に基づいて計画・設計・施工することが必要です。このため、計画・設計段階から本市と事前協議を行うことを基本とします。また、現道がない場合においても指定された公共施設に準ずる場合は協議の対象とします。